

令和5年第4回柳津町議会定例会会議録

第3日 令和5年12月8日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 磯目泰彦 | 6番 松村 亮 | 10番 田崎信二 |
| 2番 新井田順一 | 9番 鈴木吉信 | 11番 齋藤正志 |
| 5番 岩淵清幸 | | |

2. 欠席議員は次のとおりである。

| | |
|---------|---------|
| 3番 伊藤 純 | 7番 伊藤昭一 |
|---------|---------|

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

| | |
|-------------|--------------|
| 町 長 小林 功 | 建設課長 横井伸也 |
| 副町長 矢部良一 | みらい創生課長 天野美穂 |
| 総務課長 菊地淳一 | 保育所長 成田智恵 |
| 出納室長 天野一保 | 教育長 神田順一 |
| 町民課長 杉原 満 | 教育課長 新井田理恵 |
| 地域振興課長 鈴木秀文 | 公民館長 田崎 治 |

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

| | |
|-------------|----------|
| 議会事務局長 橋本千恵 | 主 査 鈴木勝久 |
|-------------|----------|

5. 会議事件は次のとおりである。

| | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第1号 | 産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告 |
| 日程第2 | 議案第76号 | 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号令和5年度柳津町一般会計補正予算） |
| 日程第3 | 議案第77号 | 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算） |
| 日程第4 | 議案第78号 | 柳津町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第79号 | 柳津町会津柳津駅舎情報発信交流施設条例の制定について |

- 日程第 6 議案第 8 0 号 柳津町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8 1 号 柳津町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 2 号 柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8 3 号 柳津町簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 8 4 号 柳津町農業集落排水整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 8 5 号 柳津町下水道整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 8 6 号 柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 8 7 号 柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 8 8 号 令和 5 年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 1 5 議案第 8 9 号 令和 5 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 9 0 号 令和 5 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 1 7 議案第 9 1 号 令和 5 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 追加日程第 1 議案第 9 2 号 柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 2 議案第 9 3 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 3 議案第 9 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 4 議案第 9 5 号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 5 議案第 9 6 号 令和 5 年度柳津町一般会計補正予算
- 追加日程第 6 議案第 9 7 号 令和 5 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 追加日程第 7 議案第 9 8 号 令和 5 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 追加日程第 8 議案第 9 9 号 令和 5 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 追加日程第 9 議案第 1 0 0 号 令和 5 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 追加日程第 1 0 議案第 1 0 1 号 令和 5 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 追加日程第 1 1 議案第 1 0 2 号 令和 5 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

欠席届の報告をいたします。

3番、伊藤 純君が病気加療のため、7番、伊藤昭一君が母逝去による忌服のため、欠席届が出ておりますので、報告いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

産業厚生常任委員会副委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会副委員長、新井田順一君。

○産業厚生常任委員会副委員長（登壇）

おはようございます。

報告第1号 産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

令和5年第4回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第9号、陳情第10号について、令和5年12月7日、関係課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

2、陳情第9号 「健康保険証廃止の中止を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重するものの、国の政策方針を注視し、幅広い視点から検討すべき事項であり、不採択とすべきものと決しました。

3、陳情第10号 「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重するものの、幅広い視点から検討すべき事項であり、不採択とすべきものと決しました。

以上報告します。

令和5年12月8日

柳津町議会産業厚生常任委員会

副委員長 新井田 順 一

柳津町議会議長 齋 藤 正 志 殿

以上。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの産業厚生常任委員会副委員長の不採択報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、産業厚生常任委員会副委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第2、議案第76号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第76号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和5年度一般会計補正予算について専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第76号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

専決第11号令和5年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条としましては、歳入歳出それぞれ442万6,000円を追加し、44億4,996万7,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的としましては、農地等災害復旧事業で140万円ということでございます。これは、令和5年6月の大雨による農地災復旧工事分としまして借り入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入になります。

分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金で45万1,000円の増でございます。こちらのほうは、農地等災害復旧事業受益者分担金ということで、田んぼ2か所、水路1か所に係る受益者分担金ということでございます。

次に、県支出金、県補助金、災害復旧費県補助金、257万5,000円の増でございます。これは、農地等災害復旧事業に係る県からの補助金でございます。

次に、町債で災害復旧費、140万円ということで、農地等災害復旧事業債ということでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になりまして、総務費、総務管理費、一般管理費で49万円の増でございます。こちらのほうは報償費ということで、自治功労者の表彰の記念品代ということで対象の増及び記念品の単価増によるものでございます。

次に、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、現年農地等災害復旧費で463万円の増でございます。こちらのほうが工事請負費の分でございます。令和5年6月の大雨による農地災害復旧に係る経費となっております。

予備費、予備費で69万4,000円を減額しているものでございます。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第76号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第77号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第77号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算について専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

11ページをお願いいたします。

専決第12号令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ192万5,000円を追加し、それぞれ8,692万5,000円とするものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、基金繰入金、基金繰入金、192万5,000円の増でございます。こちらのほうは、下水道整備基金のほうを取り崩しまして繰入れするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で192万5,000円の増でございます。修繕費となっております。こちらは、道の駅入り口のマンホールポンプの修繕に係る経費となっております。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第77号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第4、議案第78号「柳津町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第78号「柳津町犯罪被害者等支援条例の制定について」提案理由を説明いたします。

本案は、犯罪被害者等の支援について、本町の基本理念を定め、犯罪被害者等の権利利益

の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第78号柳津町犯罪被害者等支援条例の制定について補足してご説明いたします。

19ページをお開きください。

この条例制定につきましては、犯罪被害者等基本法及び福島県犯罪被害者等支援条例に基づき制定するものであります。

第1条、目的といたしまして、本条例は犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、町の責務等を明らかにし、支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復、軽減と生活の再建を図ることにより、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものであります。

次に、第2条、定義といたしまして、用語の意義を定めております。

第1号、犯罪等とは、犯罪被害者等基本法（以下、法という）第2条第1項に規定する犯罪等と同様としております。

第2号、犯罪被害者等とは、法第2条第2項に規定する犯罪被害者等と同様としております。なお、家族の範囲につきましては、民法上の親族の規定を準用いたします。

第3号、犯罪被害者等支援とは、犯罪被害者等がその受けた被害から回復し、または軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組とするものであります。

第4号、町民とは、本町の住民基本台帳に記録されている者のほか、本町の区域内において勤労、就学、施設入居または滞在など、町外の市区町村の住民基本台帳に記載されている者も含まれますが、見舞金、その他給付の対象となる者は別に住民と定義いたします。

第5号、事業者とは、町内で事業活動を行う個人及び法人、その他の団体とするものであります。

第6号、再被害とは、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいうものであります。

第7号、二次被害とは、直接的な犯罪等による被害に起因する被害であり、マスコミの取材、報道、周囲の噂や好奇の目で見られることなどにより犯罪被害者等の人間としての尊厳が傷つけられるような被害をいうものであります。

第8号、関係機関とは、国、県、市町村、県警察本部及び県内の警察署、公益社団法人ふくしま被害者支援センター等の支援団体のことをいうものであります。

次に、第3条、基本理念としまして、20ページをお開きください。

第1号では、憲法に規定する個人の尊厳の理念は、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるべきことを規定したものであります。

第2号では、犯罪被害者等の支援に当たっては、再被害や二次被害が生じることのないよう十分に配慮し実施されなくてはならないことを規定したものであります。

第3号では、犯罪被害者等のための施策は、被害からの回復だけではなく、再び平穏な生活を営めることに主眼を置いて行うべきことを規定したものであります。

第4号では、犯罪被害者等支援は、町、県、警察署、民間支援団体等の連携協力により実施されるべきことを規定したものに なります。

次に、第4条、町の責務につきましては、犯罪被害者等からの相談は最も近い存在である市町村に寄せられることが想定されるため、関係機関、関係団体等と連携協力し、被害の早期回復や軽減、二次被害の防止に向けた施策の実施をすることを規定するものであります。

次に、第5条、町民の責務につきましては、犯罪被害者等が受けた被害の回復または軽減及び生活の再建を図るためには、周囲の方の理解や配慮などの協力が必要なことから、法及び県条例の定めに基づき規定するものであります。

第6条、事業者の責務として、従業員を対象とした犯罪被害者等支援は、事業者の理解と協力が不可欠となり、また、従業員が犯罪被害者等となった場合における二次被害を生じさせないため十分に配慮するとともに、就労内容、勤務体制の見直しや福利厚生など職場環境を整備することも必要となることを規定しております。

次に、第7条、相談及び情報の提供等につきましては、必要な情報の提供及び助言とは、犯罪被害者等が利用できる制度や関係機関が行う支援、経済的支援、医療機関、法的手続等に関する情報等の提供とそれらに関する助言をいい、第2項では、犯罪被害者等支援に関する窓口について条例を所管する部署と規定するものであります。

次に、第8条、経済的負担の軽減につきましては、町が犯罪被害直後のできるだけ早い時期に犯罪等により受けた被害に関わる経済的負担の軽減を図るため必要な支援を実施することを目的に、法第13条の定めに基づき規定するものであります。

21ページをご覧ください。

第9条、日常生活の支援につきましては、犯罪被害者等の支援に当たっては、おのおの事情に応じて町の制度を活用し関係機関と連携を図ることを規定したものであります。

次に、第10条、心身に受けた影響からの回復支援につきましては、犯罪等により心身への深刻な影響を受けることで社会生活機能が阻害される可能性もあることから、犯罪被害者等の状況に応じて必要とされる保健医療・福祉サービスを適切に提供し心身への損害の回復を図ることを想定したものであります。

次に、第11条、安全の確保につきましては、加害者からの再被害や二次被害により犯罪被害者等の早期回復や軽減が妨げられないよう、防犯指導並びに犯罪被害者等に関わる個人情報の適切な取扱い等を実施することによって犯罪被害者等の安全を確保することを規定しております。

次に、第12条、居住の安定につきましては、犯罪被害者等が住んでいた住居に居住し続けることが困難となった場合や加害者が犯罪被害者等の住居を認知していることで再被害が想定される場合等、一時的な住居の提供や転居費用助成金の給付を行い、犯罪直後に直面する生活への不安の解消や経済的な負担の軽減を図ることを規定しております。

次に、第13条、町民及び事業者の理解の増進につきましては、犯罪被害者等を支え合う地域社会の重要性について町民及び事業者の理解を深めるため、リーフレットの配布や広報紙及びホームページなどを利用し啓発活動を行うことを規定しております。

次に、第14条、学校における支援につきましては、町内の教育機関に犯罪被害者等となった児童、生徒が在籍する場合は、児童、生徒の置かれている状況に十分配慮し学校側と連携して必要な支援を行うことを規定しております。

次に、第15条につきましては、個人情報の適切な管理について規定しております。

第16条、委任につきましては、条例の施行に関し必要な事項は別に定めるものであります。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第78号「柳津町犯罪被害者等支援条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第5、議案第79号「柳津町会津柳津駅舎情報発信交流施設条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第79号「柳津町会津柳津駅舎情報発信交流施設条例の制定について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町並びに奥会津地域に関わる観光情報や自然公園情報の発信及び地場製品の振興、さらには交流人口の創出による地域活性化を図ることを目的に柳津町会津柳津駅舎情報発信交流施設を設置するため、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第79号柳津町会津柳津駅舎情報発信交流施設条例の制定について補足してご説明申し上げます。

議案書の23ページをお開きください。

本条例は14条からなるものでございます。

まず、第1条であります。目的及び設置としまして、柳津町並びに奥会津地域に関わる観光情報や自然公園情報の発信及び地場産品の振興、さらには交流人口の創出による地域活性化を図ることを目的とし、会津柳津駅舎情報発信交流施設を設置することを定めるものでございます。

続きまして、第2条でございますが、位置としまして、施設の所在地を柳津町大字柳津字下大平甲610番7に置くことを定めるものでございます。

第3条であります。業務としまして、施設において行う業務内容を定めるものであり、観光情報及び自然公園情報の提供に関する業務、地場産品等の紹介及び販売並びに制作に関する業務、只見線利用者の待合に関する業務、前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務を施設において行う業務として定めるものであります。

第4条であります。施設の管理としまして、施設は町長が管理すると定めるものでございます。

第5条であります。業務の委託としまして、第3条に定めました業務及び施設等の管理を委託することができるものと定めるものであります。

第6条であります。指定管理者による管理としまして、地方自治法の規定により法人その他の団体であつて町長が指定するものに施設の維持管理に関する業務、使用及び許可に関する業務、使用に係る料金の徴収に関する業務、その他町長が必要と認める業務を行わせることができると定めるものであります。

第7条であります。指定管理者が行う管理の基準としまして、指定管理者は法令等にとり適正に施設の管理を行わなければならないと定めるものであります。

24ページをお開きください。

第8条であります。使用の許可としまして、1項では、施設を使用する者は町長又は指定管理者の許可を得なければならないことを定め、2項では、許可の取消し、使用の制限及び停止の事項を定めるものであります。

第9条であります。利用料金としまして、1項では、施設の利用者は利用料金を町長又は指定管理者に支払わなければならない旨を定め、2項では、利用料金は別表に定める金額

の範囲内で町長又は指定管理者が町長の承認を得て定めるものとし、3項では、指定管理者による管理の場合、利用料金を指定管理者の収入とすることを定めるものであります。

なお、2項で言います別表でございますが、25ページのほうをご覧いただきたいと思えます。別表（第9条関係）としまして、情報発信交流施設利用料金として区分としましてカフェスペースと工房、利用料金としましてカフェスペースが1日当たり2,000円、工房が1月当たり2万6,000円と定め、備考としまして、工房の利用料金において1月に満たない端数があるときは1月として計算するものとするを定めるものであります。

24ページにお戻り願います。

第10条であります。利用料金の減免としまして、町長又は指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、特別の理由があると認められるときは、利用料金を減免することができることを定めるものであります。

第11条であります。利用料金の還付としまして、町長又は指定管理者は、既に納められた利用料金について、災害その他不可抗力により使用できなくなったときや特別な理由がある場合を除き、還付しないことを定めるものであります。

第12条であります。原状回復義務としまして、施設の利用者は使用を終了したときは原状に回復して返還しなければならない旨を定めるものであります。

第13条であります。損害賠償としまして、使用者は故意または過失により施設、設備、備品等を毀損または滅失した場合、その損害を賠償しなければならないと定めるものであります。

第14条であります。委任としまして、この条例に定めるもののほか、施設の管理、その他この条例の施行に関して必要な事項は町長が定めるとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

6番、松村 亮君。

○6番

まず最初にお伺いしたいのは、利用料金に対する算出の根拠についてお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、質問にお答えいたします。

使用料金につきましては、使用料金の算定、積算基礎ということでございます。まず、町の同様としている観光施設等を見ております。参考にいたしましたのは、旧運動公園温泉施設、または、今現在、行っております観光案内所における電気料金、また、上下水道料金を参考にして試算したものであります。

以上でございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

今ほど口頭で説明を受けたわけですがけれども、本来であれば、もうちょっと細かい算出根拠があるわけであって、議員に書面でこういう算出根拠がありますよとか、詳細が載っているものがあってそれを基に説明するのがいいのかなと思っております。

これはお答えいただかなくていいんですけども、算出に当たって疑問点が既に4つぐらいあって、カフェが日額で工房が月額に設定されている理由、本条例で規定される利用料金の算出根拠が水光熱費のみである理由、シェアオフィスなどと違い業態や使用機材も違うのに電気代の面積案分が妥当なのか、算出基礎資料に出てくる係数というのを掛けられていると思うんですけども、その詳細はどうやって調べると分かりますか。係数が一般的な言葉ではないため妥当性が判断しづらいというような、その他もろもろの多くの疑問が存在します。そのため、審議に当たり不十分であるというふうに考えております。

次の質問です。本件に関する前段としまして、会津柳津駅利活用検討会議なるものが設置され、官民一体で取り組んできた経緯があります。本年4月の駅舎上棟、そして、モダン駅フェスの開催以降、本会議を開き今後の施設運営に関する協議はなされたのか、伺います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、お答えいたします。

詳細な運営という形で一度あったんですけれども、その後、町としての判断、今年度、もう一度開催する予定でございますが、その中で判断していくという形でございますが、委員の方々からは、運営をどうするんだ、誰に任せるんだというお話は出ておりました。そういうことで、今回1年間、とりあえず1年という形で、開所から1年は町がまず施設として、指定管理者制度が条例には上がりますけれども、まずは町が直接管理していこうという判断でございます。

以上でございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

今ほどのお答えのとおりであります。

本件に関しては、総工費も1億円以上かかるような事業でありまして、今後さらに維持管理に費用がかかる施設にもかかわらず、このようなプロセス管理で今後、運営を管理していくことに大きな疑問を感じるとともに不安を覚えているところであります。

今後、早急に施設運営計画を関係各所と公の場で協議をし、利用料金等を再考の上、定めることが望ましいと考えておりますので、以上のことから反対としてご意見を申し上げます。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

2番、新井田順一君。

○2番

実は、過去に産業厚生常任委員会で旧駅舎、工事前の駅舎を視察いたしました。その際に、口頭で旧JR時代の遺品、これを保存するようにと申し上げておきましたが、保存状態、それから活用、それについてお伺いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

旧駅舎時代の備品等でございますけれども、JRとの協議、内容協議におきましても、そ

のまま使っていけるもの、また、JRで処分しなければいけないものということが協議なされております。黒板のような配線略図というものがあります。それは残っております。ただ、もう一つ、連絡票というものがありまして、昔の電話番号が書いてあるようなものにつきましては、そのまま使うことはできないというJRの判断で、そのものは利活用させていただいておりますが、裏面を使って利活用させていただいております。また、机等があったわけでございますが、木製の机等につきましてはそのまま使っていける、備品として残していけると。あと、街路灯のようなもの、鋳物の物があったんですけれども、それについても町のほうで使っていという形で残っているところでございます。

以上でございます。

○議長

2番、新井田順一君。

○2番

今、出ました旧敷地内の黒板、配置図ですね。あれは貴重な資料だと思いますので、必ず取っておいていただきたいと。あと、ベンチですね。ベンチは、もう駅設立当時のもので、上の革のカバーも多分、修理等なされていなくてそっくり残っているものだと思います。大変、面影を残す貴重なものだと思います。

○議長

新井田順一君、本条例に関する質問でお願いいたします。

○2番

そうですか。

関連しますので。今、工事中で、処分されると非常に困るものですから、あえて申し上げますので、備品の管理、保存管理について適切にお願いいたします。

以上です。

○議長

答弁はいいですか。答弁もらいますか。

では、地域振興課長。

○地域振興課長

答弁、申し上げます。

備品等につきましては、今、改修していますのは建屋のほうの改修でございまして、そういった黒板等の備品等につきましてはそのまま、取り外したとしても再設置するというよう

な形で考えております。

以上でございます。

○議長

ほかにありませんか。

10番、田崎信二君。

○10番

今、同僚議員のほうから2名ほど質問、意見なり出たんですが、最初の松村議員の反対意見ということで、途中で終わってしまったので、やはりその辺はしっかりと、受け止めるのか、受け止めないのか、したほうがよろしいのではないかと思います。

○議長

討論しますか。

○10番

討論してください。

○議長

では、討論に入ります。

賛成の方の討論、ありますか。

5番、岩淵清幸君。

○5番

賛成の立場で討論させていただきます。

現在の会津柳津駅舎は、大変歴史があり、そして風情もあるというようなことで、私も、以前から風情を残すようにというようなことも申し入れてきております、担当課長に対して。そんな形で現在、工事が進められておりまして、私自身、経過等についてもまだ確認しているわけではございませんが、先ほど来の答弁を聞いていますと、風情は残されるというふうな確信が多分得られるんだろうというふうに思っております。

そして、この条例に関してですが、やはりいろいろ、先ほど反対意見の中で不備な点は多少あるのかなというふうな感じはしておりますが、きちんとした条例、あるいは施行令というのは定めて、今後どう利活用していくか。観光客に対する利便性、会津線を利用する客に対する利便性をどう図っていくのかというのは、これからますます話し合いながら利便性を図っていく必要があるだろうと。そのまず第一歩になるものであるというふうに考えておりますので、この条例を制定すること自体は意義があるものと理解しておりますので、そうい

う意味でこの条例の制定には賛成ということでございます。

以上です。

○議長

ほかに賛成討論の方、いらっしゃいますか。

なければ、反対討論の方。追加であればですけども。

では、6番、松村 亮君。

○6番

先ほど反対の意見ということで申し上げましたけれども、もう少し詳細な部分に関してお話をさせていただきたいと思います。

算出根拠の水光熱費のみである理由について申し上げましたが、これは一般論としてですけども、飲食店や事務所を借りる場合に、家賃が発生し、水光熱費も当然テナント負担であると考えられます。なおかつ、今回の工房部分に関しましては、使用目的がある程度制限される中で、長期利用が想定されると考えられます。その場合、家賃相当額プラス水光熱費実費相当を上限としないといけないのではないかなというところを考えておりました。

また、今後、委託管理を考えていらっしゃるんだと思うんですけども、そういった安易な上限設定をすることで、その幅の中で委託管理者が今後、動かしていかなければいけないというところも考えますと、もう少し手順を踏んで、きちんとした算出根拠の下、利用料金を設定する必要があるだろうというふうに考えております。

また、そもそも論でありますけれども、本駅舎の今後の運営に関しまして、指定管理による管理を想定している等々の今後どのようなタイムスケジュールやそれに関わる委託費などの検討がなされているかも、大変疑問であります。

追加として、そういった部分を踏まえ再考の余地があるものとし、反対の意見として申し添えます。

○議長

ほかに反対討論の方、いらっしゃいますか。

(「なし」という声あり)

○議長

ないようですので、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第79号「柳津町会津柳津駅舎情報発信交流施設条例の制定について」を原案のとおり

り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成、反対、同数と認めます。

よって、議長において裁決いたします。

賛成ということであります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第6、議案第80号「柳津町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第80号「柳津町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年3月31日をもって簡易水道事業特別会計を廃止し、令和6年4月1日より地方公営企業法の一部を適用した簡易水道事業会計として開始するために本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第80号について補足説明をさせていただきます。

27ページからお願いします。

柳津町簡易水道事業の設置等に関する条例について説明申し上げます。

第1条におきましては、簡易水道事業によって生活用水その他の浄水を町民に供給していくことを設置目的として運営してまいります。

第2条におきましては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定により財務規定等を簡易水道事業に適用させるものでございます。

第3条におきましては、経営の基本方針と簡易水道各事業の計画給水人口、日最大給水量及び給水区域について別表により規定しております。

第4条におきましては、地方公営企業法第33条第2項の規定により、政令で定める基準に従い本条例で定める重要な資産の取得及び処分について予算で定めなければならないとされていますことから、資産の取得及び処分について、金額及び土地については面積を規定するものでございます。

第5条におきましては、地方自治法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければなりません。そのため賠償責任に係る賠償額について1万円以上と規定するものでございます。

第6条におきましては、簡易水道事業の出納及びその他の会計事務及び決算における権限を会計管理者に行わせることを規定するものでございます。

第7条におきましては、簡易水道事業の業務に関し地方自治法第40条第2項の規定により、条例で定める負担付きの寄附または贈与の受領で目的物の価格が10万円以上のものと法律上、町の義務に属する損害賠償額の決定で金額が10万円以上のものとするを規定するものでございます。

第8条におきましては、簡易水道事業の概況、経理状況及び町長が必要とする事項の業務状況説明資料を作成することについて、対象期間と作成期間を規定しております。ただし、天災その他やむを得ない事故によって書類作成が困難な場合におきましては、この限りではないことを規定しております。

附則、施行期日、1、この条例は令和6年4月1日から施行したく、お願いいたします。

また、同附則中、2につきましては、簡易水道事業特別会計条例を本条例の制定に伴って廃止するものでございます。

なお、本条例第3条関係では、計画給水人口と事業に必要な内容につきまして別表により規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第80号「柳津町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第7、議案第81号「柳津町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第81号「柳津町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年3月31日をもって農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、林業集落排水事業特別会計を廃止し、令和6年4月1日より4つの特別会計を1つに統合し、地方公営企業法の一部を適用した下水道事業会計として開始するために本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第81号について補足説明をさせていただきます。

34ページからお願いします。

柳津町下水道事業の設置等に関する条例について説明申し上げます。

第1条におきましては、下水道の事業によって健全な公衆衛生の向上と水質保全に努めて生活環境の整備を図っていくことを設置目的として運営してまいります。

第2条におきましては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定によって財務規定等を下水道事業に適用させていくものであります。

第3条におきましては、経営の基本方針と下水道各事業の処理区域、処理区域面積、処理人口、1日最大処理能力の規模について規定しております。

第4条におきましては、地方公営企業法第33条第2項の規定によって、政令で定める基準に従って本条例で定める重要な資産の取得及び処分について予算で定めなければならないとされておりますことから、資産の取得及び処分について、金額及び土地については面積を規定するものでございます。

第5条におきましては、地方自治法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければなりません。そのため賠償責任に係る賠償額について1万円以上と規定するものでございます。

第6条におきましては、下水道事業の出納及びその他の会計事務及び決算における権限を会計管理者に行わせることを規定してございます。

第7条におきましては、下水道事業の業務に関し、地方自治法で定める第40条第2項の規定によって、条例で定める負担付きの寄附または贈与の受領で目的物の価格が10万円以上のものと法律上、町の義務に属する損害賠償額の決定で金額が10万円以上のものとするを規定するものでございます。

第8条におきましては、下水道事業の概況、経理状況及び町長が必要とする事項の業務状況説明資料を作成することについて、対象期間と作成期間を規定しております。ただし、天災その他やむを得ない事故によって書類作成が困難な場合においては、この限りではないことを規定しております。

附則になります。施行期日、1、この条例は令和6年4月1日から施行したく、お願いいたします。

また、同附則中、2、3、4、5につきましては、各種特別会計条例を本条例制定に伴いまして廃止するものでございます。

なお、本条例第3条関係で施設の名称と事業に必要な内容につきましては、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4により規定してございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

5番、岩淵清幸君。

○5番

1点だけ質問させていただきたい。

その前の柳津町簡易水道事業の設置にもありましたが、第6条の会計管理者というふうな、会計事務及び決算に関する権限は会計管理者に行わせるというふうに規定されていますが、この会計管理者とはどのような人を指すのか、お伺いします。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

柳津町においては、出納室長を示しております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第81号「柳津町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第8、議案第82号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第82号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第82号柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

41ページをお開きください。

柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額する等の必要があるため、所要の改正をするものであります。

第23条に1項を加えるということで、第23条第3項につきましては、子ども・子育て支援の拡充を目的として出産被保険者に対する保険税を減額するという改正になります。

まず、第1号につきましては、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額の12分の1の額に出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの期間のうち当該年度に属する月数を乗じた額を軽減するものであります。

次に、第2号につきましては、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額の12分の1の額に出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの期間のうち当該

年度に属する月数を乗じた額を軽減するものであります。

次に、第3号につきましては、出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、第1号同様に軽減するものであります。

次に、第4号につきましては、出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割について、第2号同様に軽減するものであります。

次に、第5号につきましては、42ページにかけてとなりますけれども、出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額について、第1号同様に軽減するものであります。

42ページをお開きください。

第6号につきましては、出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額について、第2号同様に軽減するものであります。

ただし、各号に定める期間について、多胎妊娠の場合には、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までとなります。

第24条の2の次に次の1条を加えるということで、第24条の3、出産被保険者に係る届出につきましては、出産被保険者の産前産後期間の軽減を受ける場合の届出に係る改正となります。

第1項につきましては、出産被保険者が世帯に属する場合に、国民健康保険税の納税義務者が町長へ提出しなければならない届書に記載する事項について、各号で定めるものであります。

次に、第2項につきましては、前項の届書の提出に当たり、添えなければならない書類について各号で定めるものであります。

次に、第3項につきましては、第1項に規定する届出は出産被保険者の出産予定日の6か月前から行うことが可能であることを定めるものであります。

次に、第4項につきましては、第1項の規定にかかわらず、町長が同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類で明らかにすべき事項が確認できる場合においては、第1項の規定による届出の省略を可能とすることを定めるものであります。

附則といたしまして、第1条につきましては、施行期日を令和6年1月1日とするものであります。

43ページ、附則第2条につきましては、令和6年1月以降の国民健康保険税に適用するものであります。なお、令和5年12月以前の国民健康保険税につきましては、改正前の規定を適用するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願ひします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第82号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第9、議案第83号「柳津町簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第83号「柳津町簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年3月31日をもって簡易水道事業特別会計を廃止し、令和6年4月1日より地方公営企業法を財務適用し簡易水道事業会計として開始することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第83号について補足説明をさせていただきます。

45ページをお願いいたします。

柳津町簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

柳津町簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を次のように改正いたします。

第2条及び第4条中「簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」を「簡易水道事業会計予算」に改めるものでございます。

第5条中「歳計現金」を「簡易水道事業の業務に係る現金」に改めるものであります。

附則におきましては、本条例の施行日を令和6年4月1日からに定めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第83号「柳津町簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第10、議案第84号「柳津町農業集落排水整備基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第84号「柳津町農業集落排水整備基金条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年3月31日をもって農業集落排水事業特別会計を廃止し、令和6年4月1日より地方公営企業法を財務適用させ、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、簡易排水事業特別会計、林業集落排水事業特別会計の4特別会計を統合し下水道事業会計として開始することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第84号について補足説明をさせていただきます。

47ページをお願いいたします。

柳津町農業集落排水整備基金条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

柳津町農業集落排水整備基金条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条中「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改めるものでございます。

第4条中「歳計現金」を「農業集落排水事業の業務に係る現金」に改めるものでございます。

第5条中「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改めるものであります。

附則におきましては、本条例の施行日を令和6年4月1日から定めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第84号「柳津町農業集落排水整備基金条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第11、議案第85号「柳津町下水道整備基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第85号「柳津町下水道整備基金条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年3月31日をもって下水道事業特別会計を廃止し、令和6年4月1日より地方公営企業法を財務適用させ、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、簡易排水事業特別会計、林業集落排水事業特別会計の4特別会計を統合し下水道事業会計として開始することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第85号について補足説明をさせていただきます。

49ページをお願いいたします。

柳津町下水道整備基金条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

柳津町下水道整備基金条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条及び第4条中「下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改めるものでございます。

附則におきましては、本条例の施行日を令和6年4月1日から定めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第85号「柳津町下水道整備基金条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第12、議案第86号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第86号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年3月31日をもって簡易水道事業特別会計を廃止し、令和6年4月1日より地方公営企業法を財務適用し簡易水道事業会計として開始することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いい

たします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第86号について補足説明をさせていただきます。

51ページをお願いいたします。

柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

柳津町簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条を次のように改めます。第2条につきましては、柳津町簡易水道事業の給水区域を定めておりましたが、新たに制定いたしました条例に規定いたしましたことから本条文を削除するものでございます。

別表第1を次のように改めます。別表第1につきましても、新たに制定いたしました条例に規定いたしましたことから、本条文を削除するものでございます。

附則におきましては、本条例の施行日を令和6年4月1日から定めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第86号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第13、議案第87号「柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第87号「柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年3月31日をもって農業集落排水事業特別会計を廃止し、令和6年4月1日より地方公営企業法を財務適用させ、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、簡易排水事業特別会計、林業集落排水事業特別会計の4特別会計を統合し下水道事業会計として開始することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第87号について補足説明をさせていただきます。

53ページをお願いいたします。

柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を次のように改正させていただきます。

初めに、題名です。次のように改めるものでございます。「柳津町農業集落排水処理施設等設置条例」を、設置を削除いたしまして「柳津町農業集落排水処理施設等条例」に改めるものでございます。

第1条におきましては、第1条の見出しを「設置」から「趣旨」に改めて、同条中「地方自治法」を「この条例は、地方自治法」に改め、「農業集落内における農業用水の水質保全及び生活環境の整備を図るため」を削って、「を設置する」を「の管理に関し必要な事項を定めるものとする」に改めるものでございます。

第2条におきましては、施設の名称等の定めを新たに設置されました条例に規定いたしましたことから削除するものです。

第3条では、「施設の目的」を「農業集落排水事業の設置目的」に改めるものであります。
別表第1につきましては、新たに設置した条例に規定されましたことから削除するもので
ございます。

附則におきましては、本条例の施行日を令和6年4月1日から定めるものでございます。
以上で補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第87号「柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について」
を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を11時25分といたします。(午前11時16分)

○議長

議事を再開いたします。(午前11時25分)

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第14、議案第88号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」

日程第15、議案第89号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第16、議案第90号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第17、議案第91号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第88号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第89号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正並びに施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第90号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第91号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第88号から議案第91号まで補足してご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第88号令和5年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ1,634万3,000円を追加し、それぞれ44億6,631万円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

まず、起債の目的であります、広域消防負担金事業でございます。こちらにつきましては、広域市町村圏整備組合のほうで起債を借入れすることとなったことにより、全額落としております。

次に、消防施設整備事業でございますが、こちらのほうは、新たに今年に入ってから消火栓の修繕、3か所が発生しましたので、その発生したことによる借入れの増ということで710万円プラスしまして1,590万円としております。

次に、防火水槽整備事業でございますが、こちらのほうは、小柳津地区の40トン級1基に係る事業費の増に伴いまして、550万円をプラスしまして1,750万円としております。

次に、町道五疊敷大成沢線整備事業、それから、その下の道路維持管理事業につきましては、実績見込みによりましてそれぞれ減額をしております。町道五疊敷大成沢線整備事業については370万円を減額しまして1,600万円、道路維持管理事業につきましては20万円を減額して250万円としております。

中山間地域総合整備事業でございますが、こちらは柳津中・南部の負担金事業の分でございますが、実績見込みによりまして460万円を減額して40万円としております。

次のページに行きまして、道路維持管理事業につきましても、実績見込みにより10万円を減額して190万円としたところでございます。

9ページをお願いいたします。

歳入になります。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金で270万5,000円の減でございます。こちらのほうは、中山間地域総合整備事業受益者分担金の減ということで、事業費確定による減でございます。

次に、災害復旧費分担金で24万5,000円の増でございます。こちらのほうは、農地等災害復旧事業受益者分担金ということで、歳出のほうに出てきますが、藤地区の大田堰の土砂撤去に伴う分担金となっております。

次に、分担金及び負担金、負担金、教育費負担金で38万2,000円の増でございますが、こちらのほうは学校給食センター運営負担金ということで、これも歳出のほうに出てきますけれども、給食センターの修繕費、それから光熱水費の増に伴う負担金の増となっております。

次に、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金で23万1,000円の増であります。こちらのほうは、令和4年度の実績確定に伴う児童手当負担金の増となっております。

次に、国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金で47万4,000円の減でございますが、合併処理浄化槽設置事業補助金の今後の見込みがないということで減額しております。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金で1万3,000円の増でございます。こちらのほうは、令和4年度の実績確定に伴う児童手当負担金の増ということで、8,000円と5,000円の増を見込んでおります。

次のページに行きまして、県支出金、県補助金、民生費県補助金で17万6,000円の増であります。こちらのほうは、ふくしま多子世帯保育料軽減事業費補助金の皆増ということでありまして。

次に、農林水産業費県補助金、758万6,000円の減であります。内訳としましては、農業次世代人材投資資金のほうが481万4,000円の減ということで、こちらのほうは町を通さずに直接、農業者のほうに補助となるということで減額しております。その下の地域計画策定推進緊急対策事業補助金につきましては、事業費の確定に伴いまして277万2,000円の減ということであります。

次に、土木費県補助金、47万4,000円の減につきましては、合併処理浄化槽設置事業補助金の見込みがないということで減額しております。

次に、県支出金、県委託金、総務費県委託金で3,000円の増でございますが、こちらのほうは農林業センサス委託金の確定によるものでございます。

次に、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で3,500万円の増ということでありますが、今回の補正予算におきまして財源のほうは足りないということで基金を取り崩すものでございます。

次に、森林環境譲与税基金繰入金で236万8,000円の減でございますが、こちらも歳出のほうに出てきますが、森林環境譲与税活用事業費の減額に伴う繰入金の減となっております。

次に、町債であります。町債につきましては、先ほど第2表の地方債補正で説明したとおりでありまして、農林水産業債で460万円の減、土木債で400万円の減、次のページの消防債で250万円の増ということで、トータル610万円の減となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で160万9,000円の増でございます。まず、職員手当につきましても、職員の世帯区分の変更等に伴う増となっております。共済費につきましても、標準報酬月額の時給決定等による増でございます。役務費の増につきましても、役場前の桜の木2本が老木等によりまして枝が落ちたりしております。また、幹のほうも腐って倒木のおそれもあるということで、その伐採費用としております。

次に、企画費で87万2,000円の増でございますが、修繕費ということであります。光ケーブル3か所分の修繕と庁用車の修繕ということでございます。

次に、総務費、徴税費、徴税総務費で20万円の増ということで、こちらのほうは職員手当ということで超過勤務手当の所要増であります。

次に、総務費、統計調査費、統計調査費で4,000円の増でございますが、需用費で3,000円、役務費で1,000円ということで、歳入の増に伴う補正となっております。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で48万4,000円の増であります。こちらのほうは、国保事業会計への繰出金となっております。

次のページをお願いいたします。

民生費、社会福祉費、老人福祉費で70万4,000円の増であります。こちらのほうは介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、障害者福祉費で9万8,000円の増であります。令和4年度の実績に伴う重度心身障害者医療費償還金の増となっております。

次に、民生費、児童福祉費、柳津保育所運営費で76万9,000円の増であります。まず、報酬につきましても、会計年度任用職員の報酬分でございます。9月でも補正をしておりますが、その段階では12月末までの予定でありましたが、3月まで勤務していただけるということで、1月から3月分までの報酬となっております。需用費、35万9,000円につきましても、柳津保育所の照明と換気扇の修繕費ということであります。

西山保育所運営費、17万6,000円の増ということで、職員手当等ということで職員の扶養等に変更が生じたことによる増でございます。

児童措置費、39万3,000円の増であります。こちらも令和4年度の実績確定による児童手当償還金の増となっております。

次に、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で11万7,000円の増であります。まず、職員

手当につきましては超過勤務手当の所要増、負担金、補助及び交付金につきましては21万7,000円の増であります。福島県救急安心センター事業負担金ということで、県内の全市町村が加入するものでございます。繰出金として国保施設勘定への繰出金、40万円の減としております。

次のページに行きまして、農林水産業費、農業費、農業委員会費、1万5,000円の減でございます。職員手当については世帯区分の変更等による増、また、超過勤務手当の所要増でございます。次の報償費から負担金、補助及び交付金については、実績見込みによる減でございます。

次に、農業者年金事務費で3万9,000円の減につきましても、実績見込みによる減となっております。

次に、農業振興費、887万5,000円の減でございます。まず、報酬、それから、旅費の費用弁償につきましては、みらい農業会議の支出見込みを立てましたところ、減額の見込みということでございます。次に、需用費については実績見込みによる減、委託料につきましても目標地図・地域計画策定委託料の事業費確定に伴う減となっております。使用料及び賃借料で5万2,000円、負担金、補助及び交付金で596万3,000円の減ということで、いずれも実績見込みによる減となっております。

次のページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農地費で852万4,000円の減でございます。委託料では34万1,000円の減でございますが、伐採委託料につきましては、県のほうで施行するという事で減となっております。業務委託料につきましては、清柳苑にあるモニタリング検査機器の移設に伴う再構成の委託料となっております。負担金、補助及び交付金で818万3,000円の減でございますが、今年度の事業費確定による減となっております。

次に、地域農政特別対策事業費で167万6,000円の減でございます。こちらのほうも、いずれも今年度の事業費確定による減ということでございます。

次に、農村総合整備費で71万5,000円の増につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

中山間地域等直接支払事業費、5万6,000円の増については、職員の超過勤務手当の所要増であります。

次に、農林水産業費、林業費、林業振興費で294万7,000円の減でございます。まず、報酬で21万2,000円の増であります。鳥獣被害対策実施隊報酬の増ということで、出動のほう

が多かったということでございます。報償費、125万3,000円の増であります。有害鳥獣捕獲報償金の増で128万8,000円の増ということでございます。次に、役務費については、保険料の確定による減でございます。委託料、236万8,000円の減につきましては、こちらのほうが森林環境譲与税活用事業に係る委託料の減ということでございます。次のページに行きまして、使用料及び賃借料で10万6,000円の減につきましては、地域おこし協力隊に係る車借上料の確定による減、負担金、補助及び交付金で190万7,000円の減につきましても、実績見込みによる減となっております。

次に、商工費、商工費、商工振興費で27万9,000円の増であります。まず、職員手当につきましても超過勤務手当の所要増、委託料につきましては、工業団地入り口の登記委託料の所要増ということであります。

観光費、1,535万9,000円の増であります。職員手当については50万円、超過勤務手当の所要増、それから、需用費で113万9,000円の増でございますが、修繕費につきましては、清柳苑、せいざん荘、ほっとinやないづ、町民センターの修繕費用ということであります。次に、工事請負費、1,372万円の増であります。こちらのほうは会津柳津駅舎の改修工事に要する経費の増額分でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、道路維持費で1,166万7,000円の増であります。まず、需用費につきましては、修繕費ということでございまして、町道の消雪設備の修繕代、除雪機械の整備箇所を増によるものでございます。役務費については、町道の支障木の伐採作業料ということでございます。

次のページをお願いいたします。

土木費、河川費、河川総務費で38万7,000円の増でございますが、県の急傾斜地崩壊対策事業負担金の事業費の増に伴う負担金の増となっております。

次に、土木費、都市計画費、下水道費、159万6,000円の減につきましては、合併処理浄化槽設置事業補助金の要望見込みがないということで減額しております。

次の消防費、消防費、消防施設費と広域消防費につきましては、財源補正となっております。

次に、教育費、教育総務費、事務局費で60万円の増であります。職員手当で50万円の増ということで、超過勤務手当の分です。需用費で10万円の増でございますが、スクールバスの燃料費の増を見込んでおります。

次のページに行きまして、教育費、小学校費、柳津小学校管理費で128万7,000円の増につ

きましては、燃料費と光熱水費の所要増ということでもあります。

西山小学校管理費については、33万円の増ということで、修繕費であります、エアコンの室外機の修繕費用ということでもあります。

次に、教育費、中学校費、会津柳津学園中学校管理費で160万1,000円の増であります。修繕費ということで120万円ではありますが、学校の3か所で漏水が発見されたということで、その修繕代、また、漏水があったということで水道料金の増ということで光熱水費のほうが上がっております。

次に、教育費、社会教育費、社会教育総務費で12万円の増につきましては、職員の超過勤務手当の増であります。

文化財管理費で11万6,000円の増ということで、普通旅費の所要増を見込んでおります。

活性化施設管理費、20万円の増につきましては、ふれあい館の燃料費、燃料代の増額を見込んでおります。

美術館管理費では67万1,000円の増ということで、修繕費でありまして、美術館内にあるプロジェクター2台分の修繕代でございます。

美術館事業費で8万2,000円の増ということで、旅費の部分で所要増となっております。

次のページに行きまして、教育費、保健体育費、学校給食費で159万3,000円の増であります、こちらが給食センターの修繕費、それから光熱水費の増ということでもあります。修繕費については、真空冷却機の修繕ということでございます。なお、この増額に係る24%分を三島町のほうから負担金として歳入のほうに入ってくるということもございます。

次に、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、現年農地等災害復旧費で103万6,000円の減でございますが、こちらのほうは、災害査定設計委託料の実績に基づく減となっております。

次に、災害復旧費、町単独災害復旧費、農地等災害復旧費で82万円の増であります。こちらのほうが、藤地区の大田堰の土砂撤去に伴う重機の借上料ということでもあります。

公債費、公債費、利子、2万5,000円の減ということで、各種償還先の利息について確認して2万5,000円の減額となったものでございます。

次のページ、予備費で23万3,000円を減額しております。

27ページをお願いいたします。

議案第89号令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条としましては、まず、事業勘定では歳入歳出それぞれ50万5,000円を追加し、それぞれ4億9,266万7,000円とするものでございます。また、施設勘定につきましては、歳入歳

出予算補正によるものでございます。

32ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入になります。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で2万1,000円の増でございます。こちらのほうは、会計年度任用職員の共済費の増に伴う特別交付金の所要増であります。

次に、繰入金、繰入金、一般会計繰入金で48万4,000円の増であります。人件費等繰入金の所要増ということでもあります。

次のページをお願いいたします。

歳出になりまして、総務費、総務管理費、一般管理費で93万3,000円の増でございます。まず、職員手当につきましては、職員の世帯区分の変更等による増、また、超過勤務手当の所要増を見込んでおります。共済費、13万2,000円の増につきましては、標準報酬月額の設定時決定等による増でございます。委託料、44万9,000円につきましては、システム改修委託料ということもございます。

次に、保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費で2万1,000円の増でございますが、会計年度任用職員に係る共済費の増ということでもあります。

次に、諸支出金、償還金利子及び還付加算金、償還金で19万1,000円の増でございますが、令和4年度の実績による返還金の増となっております。

予備費で64万円を減額しております。

43ページをお願いいたします。

こちらのほうは、施設勘定の歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金ということで、40万円を減額しております。これにつきましては、次の県支出金、県補助金、診療施設県補助金で40万円、増額となりますので、一般会計の繰入分を40万円、減額しているということもございます。県の補助金につきましては、医療施設等物価高騰対策支援金ということで1診療所当たり20万円の補助金が交付されるものでございます。

次のページに行きまして、歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費につきましては、財源補正でございます。

内科研究費で10万円の減ということで、旅費と需用費の部分において所要減ということでございます。

次に、医薬費、内科医薬費、医薬用消耗器材費で11万1,000円の増でございますが、消耗品

の所要増ということであります。

予備費で1万1,000円、減額しております。

45ページをお願いいたします。

議案第90号令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ223万8,000円を追加し、それぞれ6億226万7,000円とするものでございます。

50ページをお願いいたします。

歳入になります。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料、20万5,000円の減でございます。こちらのほうは、それぞれ今後の収入見込みを立てまして、特別徴収保険料では58万6,000円の減、普通徴収保険料では38万1,000円の増を見込んでおります。

次に、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で38万1,000円の増であります。介護給付費の増に伴う負担金の収入見込み増ということであります。

次に、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金、19万円の増につきましても、介護給付費の増に伴う調整交付金の収入見込み増であります。

次に、介護保険事業費補助金、39万6,000円の増につきましては、介護保険システムの改修に伴う補助金でございます。

次に、支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金、53万4,000円の増につきましては、介護給付費の増に伴う介護納付金の収入見込み増でございます。

次に、県支出金、県負担金、介護給付費負担金で23万8,000円の増であります。こちらのほうも介護給付費の増に伴う負担金の増となっております。

次のページに行きまして、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で23万8,000円の増でございますが、介護給付費の増に伴う繰入金の増を見込んでおります。

その他一般会計繰入金で46万6,000円の増であります。介護事務費繰入金の所要増ということでございます。

次のページに行きまして、歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で86万2,000円の増でございます。まず、共済費につきましても、職員等の定時決定等に伴う所要増、それから、委託料、79万3,000円については介護保険の報酬改定に伴うシステム改修委託料となっております。

次に、保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護福祉用具購入費、4万2,000円の増に

つきましては、居宅介護福祉用具購入費の所要増ということでもあります。

次に、保険給付費、高額介護サービス等費、高額介護サービス費、144万1,000円の増ということで、高額介護サービス費の所要増であります。

保険給付費、介護予防サービス等諸費でございますが、まず、介護予防サービス給付費で26万4,000円の増、次の介護予防福祉用具購入費で6万4,000円の増ということで、いずれも支出見込みの増によるものでございます。

次のページに行きまして、介護予防サービス計画給付費で9万5,000円の増につきましても、介護予防サービス計画給付費の支出見込み増によるものでございます。

予備費で53万円減額しております。

57ページをお願いいたします。

議案第91号令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ71万5,000円を追加し、それぞれ9,763万3,000円とするものでございます。

62ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で71万5,000円の増でございます。一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で71万5,000円の増でございますが、こちらのほうは修繕費でございます。野老沢地区排水浄化センターにあります消毒槽排気ファン交換に要する経費となっております。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、質問させていただきます。

一般会計のほうでよろしく申し上げます。

16ページ、7款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費10節需用費ということで、1,131万5,000円ということで補正が上がっておりますが、この内容をもう少し詳細に教えていただきたいと思うので、お願いいたします。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

こちらの内訳的には、800万円超えぐらいが消雪の関係の修繕費になります。こちらにつきまして、昨年、消雪がならず除雪いたしました区間では、五差路から上村にかけてのゾーンの消雪のノズル関係、点検いたしておりましたけれども、井戸のほうも使えなかったこともありまして判明いたしました範囲で補正が必要になりましたということで、こちらのほうを鋭意、修繕してまいります。そちらのほうはほとんどでございます。

あとは、胃中の散水ノズル、こちらも消雪ですけれども、昨年、消雪がそこに至らず、除雪をしなくてはいけなかったということがございましたので、その分の実績、そして、改修見込みの金額が立ちました。

あとは、除雪機械です。経年というか、やはり機械の悪くなっている部分というのが確認されていまして、それを完全に適正に管理したいということで修繕をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

今、お聞きをしました。

大体が消雪ということで、2か所、上村五差路、そして胃中ということで、上村につきましては、確かに竜蔵庵上村線という工事が去年まで行われていたわけでありまして、これに関連しまして、その水を利用してということの部分と井戸がやはり調子が悪いということで結構、出が悪かったという上村の地区の方のご意見をいただいております。

そこで、今回、ノズル交換とポンプということで改修されているわけですが、これで完全に本当に消雪が稼働できるというふうに、これは確定というか、そういった状況に完全になるのかどうか。さらに、なぜこの消雪の工事を12月の補正に出したのかということだと私は

思います。工期についても含めて、もっと早い段階でこれは確認が当然できていたわけですから、もっと早い段階で補正をかけるということも必要だったのかなというふうに思いますので、その2点、お聞きします。

○議長

建設課長。

○建設課長

1点目は、確実な消雪機能を果たせるのかというところでございますけれども、井戸の調査等も行いまして、水量には足りるというところで確認ができました。あとは、散水するまでに施設のほうの修繕をかけてしっかり水が出せれば、今年度は五差路から上村まで、及び胄中も消雪機能をしっかり果たせるものと思っております。

あと1点は、時期についてです。通電とか、そういったところは度外視しても、やはり昨年の結果は4月以降に分かっていたものですから、散水ノズルとかは容易に修繕できたものとも考えております。

今後、そういった速やかな対応というのは十分大切だと思いますので、速やかな対応に努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

水が出るということで、今、課長からお約束いただきましたけれども、ただ、1点、問題があるのは、五差路につきましては、今まで水を出す、出さないということで、非常に通学路であるということと勾配がきついということで、あそこの消雪を出すことによって逆に凍結を招いているというところも考えられるわけです。そこら辺のあんばいはどのように考えているか、最後にお聞きをして、終わりたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

こちらのほうなんです、いろいろと通行する時間帯だったりとか、いろいろな条件があるのかと思います。時間によってはより多くの、子供から大人まで歩くだろうし、そうではないときはというところの時間の差があったりして、一番冷え込みのきつい朝方とか、そういったときが一番要の時間かなというふうには考えております。昨年、ある程度の消雪、雪

解かしの薬をまいてという対応も行ってはいたんですが、なかなかいろんな除雪体制の兼ね合いでできなかったというところがございます。

今後、横断的にも課で調整しながらというか、庁舎内で調整する部分もあると思いますので、お話をさせていただきたいと思っております。今後の対応については、対策できる限りを行っていければと思います。よろしく願います。（「願います。終わります」の声あり）

○議長

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第88号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第89号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第90号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第91号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第92号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第2、議案第93号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第3、議案第94号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第4、議案第95号「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第5、議案第96号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」、追加日程第6、議案第97号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」、追加日程第7、議案第98号「令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」、追加日程第8、議案第99号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」、追加日程第9、議案第100号「令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」、追加日程第10、議案第101号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」、追加日程第11、議案第102号「令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」を追加し、議題にしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を13時といたします。(午後0時03分)

○議長

議事を再開いたします。(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長

追加日程第1、議案第92号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第92号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、議員に支給する期末手当の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第92号柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県人事委員会勧告に基づきまして令和6年度からの期末手当の率を改正するものでございます。

まず、第5条第2項中とありますのは、期末手当の率でありまして、「100分の160」から100分の5、率を上げまして「100分の165」に改めるものでございます。

次に、附則に次の1項を加えるとありますのは、令和5年12月に支給する期末手当の率を「100分の165」から今回に限り「100分の170」とするものでございます。

次に、附則の第1条では、施行期日等について定めたものでございます。施行期日としま

しては、公布の日から施行するものでございますが、今回改正する第5条第2項の改正につきましては、令和6年4月1日から施行する内容となっております。

第2条では、今回、附則に1項を加えました内容につきましては、令和5年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3条では、12月に支給した期末手当については、本来、期末手当として支給すべき金額の内払いとしてみなすという形でございますので、今後、差額分を支給していくという内容でございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第92号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第2、議案第93号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第93号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、町長等に支給する期末手当の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものがあります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第93号町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県人事委員会勧告に基づき令和6年度からの期末手当の率を改正するものでございます。

まず、第3条第2項中とありますのは、期末手当の率でありまして、「100分の160」から100分の5、率を上げまして「100分の165」に改めるものでございます。

次に、附則に次の1項を加えるとありますのは、令和5年12月に支給する期末手当の率を「100分の165」から今回に限り「100分の170」とするものでございます。

次に、附則の第1条では、施行期日等について定めたものでございます。施行期日としましては、公布の日から施行するものでございますが、今回改正する第3条第2項の改正につきましては、令和6年4月1日から施行する内容となっております。

第2条では、今回、附則に第1項を加えました内容につきましては、令和5年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3条では、12月に支給した期末手当については、本来、期末手当として支給すべき金額の内払いとしてみなすという形でありますので、今後、差額分を支給していくという内容でございます。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第93号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第3、議案第94号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第94号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、国家公務員及び福島県職員の給与改定等を踏まえ職員に支給する給与等の額を改正することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第94号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県人事委員会勧告に基づきまして、燃料の高騰による職

員の通勤手当の改正、また、期末・勤勉手当の改正、給料表の改正となっております。

まず、第12条第2項第2号中「6万7,900円」を「7万600円」に改めるとありますのは、通勤手当の限度額を改正するものでございます。

次に、第21条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改めるとありますのは、職員の期末手当の率の改正で、次の同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改めるとあるのは、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の率を改めるものでございます。

次に、第22条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の100」に改めるとありますのは、職員の勤勉手当の率の改正で、次の同項第2号中「100分の47.5」を「100分の48.75」に改めるとありますのは、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の率を改めるものでございます。

次に、別表第1を別紙のように改めるとありますのは、行政職の給料表を8ページから10ページのように改正するものでございます。

なお、給料表につきましては、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引き上げ改正するもので、700円から1万2,000円の幅で改定となっております。なお、平均の改定率としましては、1.02%となっております。

次に、附則の第1条では、施行期日について定めたものでございます。施行期日としましては、公布の日から施行するものでありますが、1号では、給料表の改正規定につきましては令和5年4月1日に遡って適用する内容となっております。次に、第2号では、通勤手当、期末・勤勉手当の改正規定については令和6年4月1日から適用する内容となっております。

次に、第2条では、これまで支給した給料、期末・勤勉手当については、本来支給すべき金額の内払いとしてみなすという形でございまして、今後、差額分を支給していくという内容でございます。

次に、第3条では、令和5年12月に支給する期末手当について特例措置を実施するものでございます。内容としましては、令和5年12月1日現在、在職する職員につきましては期末手当の率を「100分の120」から「100分の125」に、また、定年前再任用短時間勤務職員については「100分の67.5」から「100分の70」に改めて支給するものでございます。

次のページに行きまして、第4条では、令和5年12月に支給する勤勉手当について特例措置を実施するものでございます。内容としましては、令和5年12月1日現在、在職する職員については勤勉手当の率を「100分の97.5」から「100分の102.5」に、また、定年前再任用

短時間勤務職員については「100分の47.5」を「100分の50」に改めて支給するものでございます。

次に、第5条では、この条例の施行に関し必要な事項について規則で定める内容となっております。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第94号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第4、議案第95号「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第95号「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方自治法の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第95号会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方自治法の改正に基づきまして、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給できるよう条例の一部を改正するものでございます。

第2条第1項中の改正につきましては、会計年度任用職員に支給する給与の中に勤勉手当を追加する内容となっております。

次に、第17条に次の1条を加えるとありますのは、会計年度任用職員の勤勉手当の支給方法につきましては、給与条例適用職員の例により支給することを規定し、任期が6か月未満の者や規則で定める者につきましては、勤勉手当を支給しないことを定めております。

附則としまして、施行期日につきましては令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第95号「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長

お諮りいたします。

追加日程第 5、議案第 96号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」

追加日程第 6、議案第 97号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

追加日程第 7、議案第 98号「令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

追加日程第 8、議案第 99号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

追加日程第 9、議案第100号「令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

追加日程第10、議案第101号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

追加日程第11、議案第102号「令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第96号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による原油価格高騰対策事業及び非課税世帯臨時特別追加給付金等による歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第97号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正並びに施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第98号「令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第99号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第100号「令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第101号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第102号「令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第96号から102号まで補足してご説明いたします。

なお、今回の追加の補正予算につきましては、福島県人事委員会の勧告、また、地方自治法の改正によりまして条例の一部を改正させていただいたところであり、その改正により補正予算と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が11月に閣議決定されたことから、今回、追加で補正をお願いするものでございます。

それでは、まず議案第96号令和5年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ7,064万2,000円を追加し、45億3,695万2,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金で5,464万2,000円でございます。こちらのほ

うが物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金ということで、国のほうから来る補助金でございます。

次に、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で1,600万円、こちらのほうは、今回の追加の補正予算で財源が不足するというので財政調整基金を取り崩すものでございます。

次のページに行きまして、歳出になります。

なお、大変申し訳ないんですけども、ほとんどが人事委員会勧告による職員と会計年度任用職員等の報酬、給料、職員手当、共済費の増額分でございますので、節の説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

まず、議会費、議会費、議会費で9万8,000円の増でございます。

次に、総務費、総務管理費、一般管理費で108万1,000円の増。

次に、企画費で50万4,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

総務費、徴税費、徴税総務費で10万7,000円の増。

賦課徴収費で30万2,000円の増。

次に、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で16万6,000円の増でございます。

次に、総務費、選挙費、選挙管理委員会費で9万2,000円の増となっております。

次に、統計調査費、統計調査費で19万8,000円の増であります。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で5,791万9,000円の増でございます。まず、給料と職員手当の一部につきましては、県の人事委員会勧告による増でございます。それから、職員手当の一部から19節の扶助費までにつきましては、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金に係る分でございますので、職員手当から委託料につきましては事務費分ということでございます。扶助費のほうで、まず燃料費の扶助ということで、全町民に1人当たり7,000円の燃料券を配付する予定でございます。合計で2,030万円ということでございます。次に、非課税世帯への臨時特別追加給付金ということで、1人7万円、500人分の予算を見ておりまして3,500万円ということでございます。繰出金で28万5,000円、これは国保事業会計への繰出金となっております。

次に、老人福祉費、42万9,000円の増であります。こちらは後期高齢医療者特別会計、介護保険特別会計への繰出金でございます。

国民年金費で21万2,000円の増。

次のページに行きまして、民生費、児童福祉費、柳津保育所運営費で174万7,000円の増。

西山保育所運営費で50万1,000円の増。

学童保育費で48万7,000円の増でございます。

次に、衛生費、保健衛生費で70万5,000円の増、次のページの繰出金、38万4,000円につきましては国保施設勘定への繰出金となっております。

予防費、3万7,000円の増。

環境衛生費、12万9,000円の増であります。こちらのほうは、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、農林水産業費、農業費、農業委員会費で11万円の増。

農業振興費で20万5,000円の増。

農地費で5万8,000円の増。

農村総合整備費で14万4,000円の増につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金となっております。

次のページをお願いいたします。

国土調査費で14万4,000円の増。

中山間地域等直接支払事業費で15万9,000円の増。

次に、林業費でございます。林業振興費で23万1,000円の増、林道費で6万円の増、林道維持費で2万3,000円の増でございます。

次のページに行きまして、商工費、商工費、商工振興費で14万1,000円の増。

観光費、54万6,000円の増でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で60万円の増。

次に、都市計画費、下水道費で6万9,000円の増につきましては、下水道事業特別会計への繰出金となっております。

次に、住宅費、公営住宅管理費で8万9,000円の増でございます。

次に、教育費、教育総務費、事務局費で57万2,000円の増。

次に、小学校費、柳津小学校管理費で14万6,000円の増、西山小学校管理費で14万3,000円の増、柳津小学校教育振興費で1万5,000円の増、次のページの西山小学校教育振興費で1万5,000円の増となっております。

次に、中学校費であります。会津柳津学園中学校管理費で14万2,000円の増、会津柳津学園中学校教育振興費で8,000円の増。

次に、社会教育費であります。社会教育総務費で77万6,000円の増、文化財管理費で15万

円の増、裏に行きまして、美術館管理費で78万5,000円の増。

次に、保健体育費でございます。学校給食費で88万7,000円の増。

予備費で29万円を減額しております。

25ページをお願いいたします。

議案第97号令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算でございます。

第1条としまして、まず、事業勘定では歳入歳出それぞれ42万8,000円を追加し、それぞれ4億9,309万5,000円とするものでございます。次に、施設勘定では、歳入歳出それぞれ38万4,000円を追加し、それぞれ6,329万2,000円とするものでございます。

30ページをお願いいたします。

まず、事業勘定の歳入であります。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で14万3,000円の増でございます。こちらは、会計年度任用職員の人件費の増に伴う特別交付金の増となっております。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で28万5,000円の増。人件費等の繰入れとなっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

なお、特別会計の歳出につきましても、全て県人事委員会勧告、また、地方自治法の改正による職員、会計年度任用職員に係る給与、職員手当、共済費、報酬の増でありますので、節の説明については省略をさせていただきたいと思っております。

一般管理費で28万5,000円の増。

次に、保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費で14万3,000円の増でございます。

42ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で38万4,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になりまして、総務費、施設管理費、一般管理費で38万4,000円の増でございます。

50ページをお願いいたします。

議案第98号令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ20万7,000円を追加し、それぞれ5,709万4,000円とするも

のでございます。

55ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で20万7,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で20万7,000円の増でございます。

61ページをお願いいたします。

議案第99号令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ22万2,000円を追加し、それぞれ6億248万9,000円とするものでございます。

66ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金で22万2,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出となります。

総務費、総務管理費、一般管理費で22万2,000円の増でございます。

74ページをお願いいたします。

議案第100号令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、それぞれ3億1,870万円とするものでございます。

79ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で12万9,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

簡易水道事業費、簡易水道事業費、簡易水道事業費で12万9,000円の増でございます。

85ページをお願いいたします。

議案第101号令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ14万4,000円を追加し、それぞれ9,777万7,000円と

するものでございます。

90ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で14万4,000円の増となります。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で14万4,000円の増でございます。

96ページをお願いいたします。

議案第102号令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、それぞれ8,699万4,000円とするものでございます。

101ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で6万9,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で6万9,000円の増でございます。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第96号「令和5年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第97号「令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第98号「令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第99号「令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第100号「令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第101号「令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第102号「令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、令和5年第4回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にご苦労さまでございました。(午後1時33分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 齋藤正志

同 議員 田崎信二

同 議員 磯目泰彦

同 議員 新井田順一